

ゲノム部会規則

制定 2021年8月16日

第1章 総則

(名称)

第1条 この部会は、日本泌尿器科学会 ゲノム部会(以下「部会」という)と称する。

第2章 目的および活動

(目的)

第2条 部会は、日本泌尿器科学会倫理委員会(以下「倫理委員会」という)のもとに、ヒトゲノム研究の推進を図るためにその調整を行う。

(活動)

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) ヒトゲノム研究に関して、学会内外の組織や諸機関との協調的研究活動を行うための推進とその調整を行う。
- (2) その他、倫理委員会あるいは部会が必要と認めた事項。

第3章 構成および部会員

(構成)

第4条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって構成する。

- (1) 日本泌尿器科学会の正会員のうちから若干名(ただし理事を含むものとする)。
- (2) 倫理委員会委員長
- (3) その他、部会が必要と認める者。

(部会員の選任)

第5条 部会員は、部会長が理事長と合議のうえ推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 部会員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

(部会員の任期)

第6条 部会員の任期は2年とし再任は妨げない。ただし、継続して2期を超えることはできない。

2 補充により選出された部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長および副部会長)

第7条 部会に、部会長を置く。部会長は、理事であることとし、理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が任命する。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長は、部会における審議決定事項を倫理委員会に報告する。倫理委員会は報告された審議決定事項を審議し、理事会の議決を経なければならない。

4 部会に、部会長の指名により、副部会長を置くことができる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第4章 会議

(部会の開催、議決)

第8条 部会の開催は、部会員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 議事は、出席した部会員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(部会員以外の者の出席)

第9条 部会が必要と認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

2 理事長は、必要であれば部会に参加し、意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 部会の庶務は、日本泌尿器科学会事務局において処理する。

第5章 補則

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、部会及び倫理委員会の議決を経て、理事会の議決を得なければならない。

附則

(施行期日)

この規則は、2021年8月16日から適用する。